

2026 年 8 月 5 日

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号
n m s ホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO 樋口 晋平

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）である株式会社ワールドホールディングス（以下「ワールドホールディングス」といいます。）から、2026 年 7 月 30 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社の株主（但し、ワールドホールディングス及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をワールドホールディングスに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨を決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 1 号）

名称：株式会社ワールドホールディングス

住所：福岡県北九州市小倉北区大手町 11 番 2 号

2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

（2）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）

ワールドホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 540 円の金銭を割当交付いたします。

（3）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

（4）特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2026 年 9 月 1 日

（5）本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

ワールドホールディングスは、本株式売渡対価の全てを、ワールドホールディングスが保有する現預金により支払うことを予定しているとのことです。ワールドホールディングスは、ワールドホールディングスが2026年6月1日から同年7月10日までの期間に実施した公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として、同年5月28日現在のワールドホールディングスの預金に係る同月29日付残高証明書を提出しており、また、同月28日以降、ワールドホールディングスにおいて、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことです。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法（本株式売渡対価の交付についてワールドホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法）により、本株式売渡対価を交付するものとします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、当社をワールドホールディングスの完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、ワールドホールディングスが2026年6月1日から2026年7月10日までを買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）として実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と、同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2026年5月29日に公表いたしました「その他の関係会社である株式会社ワールドホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「(ii) 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2026年5月29日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、以下の記載のうち、ワールドホールディングスに関する記載については、ワールドホールディングスから受けた説明に基づくものです。

(a) 検討体制の構築の経緯

当社は、2026年2月25日に、ワールドホールディングスとの面談において、ワールドホールディングスから本公開買付けに係る本取引に関する法的拘束力のない提案書（以下「本提案書」といいます。）を受領したことを契機として、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主

の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性及び本取引に係る手続の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、ワールドホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を 2026 年 3 月 2 日付で選任するとともに、第三者算定機関であるトラスティーズに対し、当社株式の株式価値算定書の提出を依頼しました。また、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所の法的助言を受け、当社は、本取引に関する提案を検討するために、2026 年 3 月 4 日付で本特別委員会（下記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」において定義します。）を設置しております。

(b) 検討・交渉の経緯

当社は、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受け、これらを踏まえ、本公開買付けの是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、2026 年 2 月 25 日に、ワールドホールディングスから想定取引ストラクチャー及び想定スケジュールを記載した本提案書を受領し、同日にワールドホールディングスに対して本公開買付けの実施に向けた具体的な検討・協議を開始することを了承する旨を回答した後、同日から、ワールドホールディングスとの間において、本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。その後、当社は、2026 年 4 月 9 日には本特別委員会によるインタビューにおいて、ワールドホールディングスから本公開買付けの目的、本公開買付けにおける上限及び下限の設定に関する考え方並びに本公開買付け後の経営方針及び施策の内容等について説明を受け、ワールドホールディングスとの間で本公開買付け実施の可能性について協議・検討を続けてまいりました。そして、ワールドホールディングスから、2026 年 4 月 10 日、本公開買付価格を 430 円（提案実施日の前営業日である同月 9 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 393 円に対して 9.41%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 418 円に対して 2.87%のプレミアム、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 445 円に対して 3.37%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 451 円に対して 4.66%のディスカウントとなる水準）とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026 年 4 月 14 日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及び類似過去事例におけるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、当社の企業価値及び一般株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは到底いえないことから、本公開買付価格の抜本的な引き上げを要請する旨の回答を行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026 年 4 月 16 日、本公開買付価格を 445 円（提案実施日の前営業日である同月 15 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 393 円に対して 13.23%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 406 円に対して 9.61%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 440 円に対して 1.14%のプレミアム、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 450 円に対して 1.11%のディスカウントとなる水準）とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026 年 4 月 17 日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは到底いえないことから、本公開買付価格の抜本的な引き上げを要請する旨の回答を

行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026年4月20日、本公開買付価格を455円（提案実施日の前営業日である同月17日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値401円に対して13.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値402円に対して13.18%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値438円に対して3.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値449円に対して1.34%のプレミアムとなる水準）とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月22日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、なお依然として当社の企業価値及び一般株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは到底いえないことから、本公開買付価格の抜本的な引き上げを要請する旨の回答を行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026年4月23日、本公開買付価格を465円（提案実施日の前営業日である同月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値401円に対して15.96%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値399円に対して16.54%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値433円に対して7.39%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値448円に対して3.79%のプレミアムとなる水準）とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月24日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、ここに至ってもなお依然として当社の企業価値及び一般株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは到底いえないことから、本公開買付価格の抜本的な引き上げを要請する旨の回答を行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026年4月28日、ワールドホールディングスとして同日時点で経済的に許容し得る最大値であるとして本公開買付価格を470円（提案実施日の前営業日である同月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値395円に対して18.99%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値397円に対して18.39%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値429円に対して9.56%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値447円に対して5.15%のプレミアムとなる水準）とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月30日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、当社の企業価値及び一般株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは到底いえないという評価が変わるものではなく、本公開買付価格の引き上げを含めて改めての提案を要請する旨の回答を行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026年5月1日、これ以上の引き上げは困難を極める提示可能な最終的な条件として本公開買付価格を480円（提案実施日の前営業日である2026年4月30日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値395円に対して21.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値397円に対して20.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値426円に対して12.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値446円に対して7.62%のプレミアムとなる水準）とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年5月7日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、当社の企業価値及び一般株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは到底いえないという評価が変わるものではなく、本公開買付価格の引き上げを含めて改めての提案を要請する旨の回答を行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026年5月11日、これ以上の引き上げは困難を極める提示可能な最終的な条件として本公開買付価格を520円（提案実施日の前営業日である同月8日の東京証券取引所スタンダード市

場における当社株式の終値 399 円に対して 30.33%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 397 円に対して 30.98%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 422 円に対して 23.22%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 446 円に対して 16.59%のプレミアムとなる水準)とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026 年 5 月 11 日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、当社の企業価値及び一般株主の利益に十分な配慮がなされたものとはいえない旨の回答を行いました。

その後、当社は、ワールドホールディングスから、2026 年 5 月 11 日、小野氏との間で応募契約の締結が合理的に見込まれる状況には至っていない旨の連絡を受け、また、同月 12 日、同じく応募契約を締結予定であった J A I C との間でも応募契約が締結できず、同日の本公開買付けの公表は延期する旨の連絡を受けました。

そして、当社は、ワールドホールディングスから、2026 年 5 月 18 日において本応募合意株主(注 1)との間で応募契約の締結が合理的に見込まれる状況となったこと及び本公開買付けを同月 29 日に公表したい旨の連絡を受けるとともに、本公開買付け価格を 540 円(提案実施日の前営業日である同月 15 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 395 円に対して 36.71%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 400 円に対して 35.00%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 418 円に対して 29.19%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 444 円に対して 21.62%のプレミアムとなる水準)とする旨の提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026 年 5 月 21 日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益に十分な配慮がなされたものとはいえず、本公開買付け価格の引き上げを含めて改めての提案を要請する旨の回答を行いました。これに対して、ワールドホールディングスから、2026 年 5 月 22 日、本公開買付け価格を 540 円(提案実施日の前営業日である同月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 398 円に対して 35.68%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 399 円に対して 35.34%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 415 円に対して 30.12%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 443 円に対して 21.90%のプレミアムとなる水準)とする提案はこれ以上の引き上げは困難を極める提示可能な最終的な条件であるため当該提案価格をもって再度検討を要請する旨の連絡を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026 年 5 月 26 日、当該提案価格は、当社株式の市場株価動向及びスクイーズアウトを予定する公開買付け事例において一般に期待されるプレミアム水準や、当社及び本特別委員会の第三者算定機関であるトラスティーズによる株式価値算定の内容等を踏まえると、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益に十分な配慮がなされたものとはいえないという結論に変更はない旨の回答を行いました。その後、当社及び本特別委員会は、2026 年 5 月 29 日まで、ワールドホールディングスから、書面その他の方法の如何を問わず、本公開買付け価格に関する提案その他の連絡を受けておりません。

(注 1) 本公開買付けに際して、ワールドホールディングスは、2026 年 5 月 29 日付で、(i) 当社の元代表取締役であり、当社の第 2 位株主かつ主要株主である小野文明氏(所有株式数: 3,596,000 株、所有割合: 18.73%、以下「小野氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(小野氏)」といいます。)(ii) 当社の第 3 位株主である投資事業有限責任組合 J A I C サプライチェーンファンド(所有株式数: 763,200 株、所有割合: 3.97%)、当社の株主である投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド(所有株式数: 345,700 株、所有

割合：1.80%)、当社の株主であるGOVERNORS株式会社(所有株式数：200,000株、所有割合：1.04%)及び当社の株主であるガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合(所有株式数：140,000株、所有割合：0.73%)（以下、投資事業有限責任組合JAICサプライチェーンファンド、投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド、GOVERNORS株式会社及びガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合を総称して「JAIC」といい、小野氏及びJAICを総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、それぞれその所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（JAIC）」といい、本応募契約（小野氏）及び本応募契約（JAIC）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、本応募合意株主がその所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：5,044,900株、所有割合：26.27%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約の詳細につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(c) 当社の意思決定の内容

以上の経緯の下で、当社は、本特別委員会から2026年5月28日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の内容については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるトラスティーズから2026年5月28日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（トラスティーズ）」といいます。）の内容を踏まえた上で、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社としては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のワールドホールディングスの考える本取引によるシナジーのうち、「(a) 信用補完・財務基盤強化による事業継続性の確保」については、ワールドホールディングスと異なり、当社の与信継続が危殆に瀕しており事業継続が危ぶまれている状況にあるとは認識していないものの、当社の財務構造に外部借入依存度が高いという課題が存在することは事実であり、ワールドホールディングスによる本公開買付けを含む本取引を通じた当社の完全子会社化によって、当社の信用補完や財務基盤の安定化といった効果を得られることが期待されること、また、当社株式を非公開化することにより株主総会対応を含む開示・IR業務に係る経営陣及び幹部従業員の負担が軽減されて経営改善及び事業運営に一層注力しやすくなること、上場維持に伴うコストが不要となることに伴い財務基盤の強化や必要な投資に経営資源を振り向けやすくなること、ICT投資、人材への先行投資、事業ポートフォリオ見直しに伴う施策等の一定の先行投資や構造改革施策のうち、投資回収までに時間を要し、又は短期的に利益を押し下げ得るようなものについても、中長期的な観点から従前より機動的に検討・実行しやすくなることから、本取引の実施は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。なお、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のワールドホールディングスの考える本取

引によるシナジーのうち、「(b) 人材ビジネス事業におけるエリア補完」から「(f) 外国人材に対するノウハウの活用及び対応力の強化」については、いずれも本取引のシナジーとして抽象的に想定されるものではあるものの、ワールドホールディングスにおいて当該時点でこれらの具体的な実現方法、実現時期及び効果の程度を十分に検討・検証できていないと認識しており、これらの具体的な実現可能性については不確実な要素が多いと考えております。

なお、本取引が実行されることによるディスシナジーとしては、当社がワールドホールディングスの子会社となることにより意思決定プロセスが従前より複雑になる可能性や、権限配分のあり方次第では各事業の現場の機動性に影響が生じる可能性、また、ワールドホールディングスグループと当社グループ横断で連携を進める過程では、制度、組織文化、評価制度、業務プロセス等の違いに起因する負荷が生じる可能性が考えられますが、いずれも完全子会社とした後のシナジーの実現過程にあたって必然的に生じるものであって抽象的な可能性にとどまると考えております。仮に、本取引により当社株式が非公開化した場合には、そのデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなる他、上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度、並びにそれらによる優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられますが、当社は直近5年間において、当社が実施する第三者割当による自己株式の処分（以下「本第三者割当」といいます。）を除き、資本市場からの調達を実施しておらず、2026年5月29日現在において具体的な検討が進行している増資その他のエクイティ・ファイナンスは存在しないこと、当社は持株会社であるところ、本取引後の組織体制次第では当社において従前ほどの人材を確保する必要性が生じない可能性が高いこと、当社グループの各事業は2026年5月29日現在においても非上場の事業会社において運営されているところ、各事業に係る採用はこれらの事業会社において行われており、取引先との関係も各事業会社の事業実績及び提供するサービスの品質を基礎に構築されていることからすれば、これらのデメリットは限定的と考えております。

また、(i) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の396円に対して36.36%、直近1ヶ月間の終値単純平均値399円に対して35.34%、直近3ヶ月間の終値単純平均値411円に対して31.39%、直近6ヶ月間の終値単純平均値441円に対して22.45%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「公正M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降2026年4月30日までに公表された、持分法適用関連会社に対する非公開化案件（不成立案件、ディスカウント案件、憶測報道がされた案件、多段階公開買付け案件、公表前営業日のPBRが1倍未満の案件を除きます。以下同じです。）12件におけるプレミアムの中央値（公表日の前営業日の終値に対して49.50%、公表前営業日から過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して48.38%、公表前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して52.80%、公表前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して51.49%）と比較して低い水準にあり、当社一般株主の利益に十分な配慮がなされたものとまではいえないものの、(ii) 本公開買付価格は下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書（トラスティーズ）による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回り、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の中央値を上回るものであり、一定の合理性を認められる水準であること、(iii) (a) 本公開買付価格に関する交渉には本特別委員会の実質的な関与がなされたものと認められること、(b) 本公開買付け成立後の当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続において当社の一般株主に交付される対価が本公開買付価格と同額に設定される予定であること、(c) 本取引の公表日が2026年5月12日から同月29日に延期さ

れたことに付随して公開買付期間は本提案書にて当社の定時株主総会の開催日等を考慮して予定されていた 40 営業日から短縮されているものの、依然として法令上の最短期間を上回る 30 営業日に設定される予定であること、(d) 買付予定数の上限が設定されていないこと、(e) 当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止する合意が存在しないことに照らせば、本公開買付けに係るその他の諸条件についても、合理性が認められることを踏まえ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は公正であると判断いたしました。もっとも、上記(i)に記載のとおり、本公開買付価格のプレミアム水準は同種案件のプレミアム水準と比較して低い水準にあるところ、プレミアムは個別案件の多様な要因によって変動するため、同種案件との単純比較のみに依拠して当否を判断することは必ずしも適切ではないと考えておりますが、下記のとおり、当社は 2026 年 3 月 19 日に 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの通期業績予想の下方修正を公表したところ、当該下方修正の公表後に当社株式の市場株価が大幅に下落し、その後も当社株式の市場株価が下落後の水準を維持していることから、当社株式の市場株価が当該下方修正の公表による悲観的バイアスや一時的需給の影響を受けている可能性も否定できず、当該価格水準を基準としたプレミアム率は実態よりも高いプレミアム率となっている可能性が排除しきれないことにも鑑みると、本公開買付価格は、当社一般株主の利益に十分な配慮がなされたものとまではいえず、当社として一般株主の皆様に応募を推奨し得る水準には達していないと判断いたしました。

なお、当社は、2026 年 3 月 19 日付で公表した「2026 年 3 月期連結会計年度における特別損失の計上、通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年 3 月期の通期業績予想の下方修正を行っており、また、同日付で公表した 2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期を対象とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）では、2027 年 3 月期及び 2028 年 3 月期の通期業績予想について旧中期経営計画から下方修正を行っており、さらに、2025 年 12 月 19 日付で公表した「当社連結子会社における損失の発生および過年度の有価証券報告書等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年 4 月 28 日付で提出した 2024 年 3 月期の有価証券報告書に係る訂正報告書並びに 2025 年 3 月期の有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正報告書において 2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期の業績について下方修正を行っております。これらは当該時点における業績状況を踏まえて法令及び東京証券取引所の適時開示に係る規程を遵守する観点から行った判断であるため、本取引とは無関係の要因であり、また当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではありません。そのため、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のトラスティーズによる市場株価法の算定において当該下方修正の公表日以降の当社株価も考慮の対象とすることに問題はないと考えております。

また、本第三者割当の際の当社株式の 1 株当たりの払込価額は 372 円となっておりますが、本第三者割当は当社の資金需要を満たすために、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿って、本第三者割当の公表日の前営業日である 2025 年 3 月 7 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値である 372 円をもって払込価額としたものであり、加えて、本公開買付価格は当該価額を上回っておりますので、一般株主の利益の観点から、本公開買付価格と本第三者割当の際の払込価額との関係は特段の問題としないと考えております。また、本 2025 年 12 月株式譲受け（注 2）におけるワールドホールディングスによる 1 株当たりの取得価額は 585 円であり、本公開買付価格を 45 円上回っているところ、当社としては、本 2025 年 12 月株式譲受けの公表日である 2025 年 12 月 19 日の前営業日の当社株式の終値は 478 円であるのに対して、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値は 396 円であり、各公表日前日時点の当社株式の価格水準が異なるため、単純な価格の高低のみで検討することは適切でないと考えております。他方で、約 5 ヶ月

前の相対取得価格との関係は、一般株主に対する説明可能性の観点から重要な考慮要素であると認識しているところ、それぞれのプレミアム水準について検討すると、本 2025 年 12 月株式譲受けの取得価格 585 円は公表日である 2025 年 12 月 19 日の前営業日の当社株式の終値の 478 円に対して 22.38%のプレミアムであるのに対して、本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の 396 円に対して 36.36%のプレミアムであり、有意に上回っていることを踏まえると、一般株主の利益の観点から、本公開買付価格と本 2025 年 12 月株式譲受けの際の取得価格との関係は特段の問題とならないと考えております。

(注 2) ワールドホールディングスは、当社が 2025 年 12 月 19 日付で公表した「主要株主の異動（予定）に関するお知らせ」及び「その他の関係会社の異動（予定）に関するお知らせ」に記載のとおり、2025 年 12 月 19 日のワールドホールディングスの取締役会の決議に基づき、2025 年 12 月 23 日、総額約 15 億円（1 株当たり 585 円）での市場外での相対取引により、投資事業有限責任組合 J A I C サプライチェーンファンド及び投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンドから合計で当社株式 2,600,000 株（議決権の数:26,000 個）（当時の総株主の議決権の数である 191,945 個の 13.54%）を取得し、当社株式を 6,319,700 株（議決権の数:63,197 個）（当時の総株主の議決権の数である 191,945 個の 32.92%）を所有するに至ったとのことです（以下、2025 年 12 月における投資事業有限責任組合 J A I C サプライチェーンファンド及び投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンドからの当社株式の譲受けを「本 2025 年 12 月株式譲受け」といいます。）。

以上より、当社は、2026 年 5 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記当社の取締役会における決議の方法は、下記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」に記載のとおりです。

その後、当社は、2026 年 7 月 10 日、ワールドホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社株式 11,825,411 株の応募があり、買付予定数の下限（6,480,800 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、ワールドホールディングスがその全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026 年 7 月 17 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、ワールドホールディングスは、総株主の議決権の数の 90%以上を所有するに至り、ワールドホールディングスは当社の特別支配株主に該当することとなりました。このような経緯を経て、当社は、2026 年 7 月 30 日、ワールドホールディングスより、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社はかかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2026 年 7 月 30 日付の取締役会において、（a）本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、2026 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、上記のとおり過程及び理由により、本取引に際して設置された本特別委員会の意見を最大限尊重したうえ、本取引が当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（b）本売渡株式 1 株につき 540 円という本株式売渡対価は、本

公開買付価格と同一の価格であること、及び本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件の公正性・妥当性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）は確保されていると認められると判断されていること等から、本売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主である本売渡株主の利益への配慮がなされていると考えられること、（c）ワールドホールディングスは、本株式売渡対価の全てをワールドホールディングスが保有する現預金により支払うことを予定しており、当社としても、ワールドホールディングスによる本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、（d）本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（e）本公開買付けの開始日以降、2026年7月30日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、（f）本公開買付けの開始に当たり設置された本特別委員会が、本株式売渡請求を含む一連の本取引について検討をした上で、本取引を行うことは当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる旨を内容とする本答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、条件等は公正であると判断し、ワールドホールディングスからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、2026年7月30日付の上記の当社取締役会においては、当社の取締役9名のうち、大野一郎氏は2023年3月24日から2025年3月28日までワールドホールディングスの社外取締役の地位を有しており、ワールドホールディングスの推薦を受けて当社の取締役として選任されていることに鑑み、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、大野一郎氏を除く取締役8名（うち4名は社外取締役）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。

また、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、大野一郎氏については、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉にも一切参加しておりません。

（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付けはいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）には該当せず、2026年5月29日現在、当社はワールドホールディングスの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。もっとも、（i）2026年5月29日現在、ワールドホールディングスは当社のその他の関係会社に該当することから、本公開買付けには有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されること、（ii）ワールドホールディングスは、当社の元代表取締役であり、当社の第2位株主かつ主要株主である小野氏との間で本応募契約（小野氏）を、当社の第3位株主である投資事業有限責任組合JAICサブライチェーンファンド、当社の株主である投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド、当社の株主であるGOVERNORS株式会社及び当社の株主であるガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合との間で本応募契約（JAIC）を締結し、本応募合意株主がその所有する当社株式の全てについて、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意していることから、本応募合意株主と当社の一般株主との利害が必ずしも一致しない可能性があること、また、（iii）当社の取締役のうち、2023年3月24日から2025年3月28日までワールドホールディングスの社外取締役の地位を有しており、ワールドホールディングスの推薦を受けて当社の取締役として選任されている者（大野一郎氏（以下「大野氏」といいます。））が存在することから、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、ワールドホールディングス及び当社は

以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、ワールドホールディングスにおいて実施した措置については、ワールドホールディングスから受けた説明に基づくものです。

なお、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2026年5月29日現在、ワールドホールディングスは当社株式6,319,700株（所有割合：32.91%）を、本応募合意株主は合計して当社株式5,044,900株（所有割合：26.27%）を所有しており、ワールドホールディングス及び本応募合意株主は合計して当社株式11,364,600株（所有割合：59.19%）を所有しているため、ワールドホールディングスは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、ワールドホールディングス及び当社において以下の措置を講じていることから、ワールドホールディングスとしては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① ワールドホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称、当社及びワールドホールディングスからの独立性に関する事項並びに報酬体系

ワールドホールディングスは、本公開買付価格を決定するにあたり、ワールドホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるマクス・コーポレートアドバイザーに対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、マクス・コーポレートアドバイザーは、ワールドホールディングス、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るマクス・コーポレートアドバイザーの報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。もっとも、ワールドホールディングスは、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりマクス・コーポレートアドバイザーをワールドホールディングスの第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして選任しているとのことです。

(ii) 算定書等の内容

マクス・コーポレートアドバイザーは、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が形成されていることから市場株価平均法を、また、当社の将来の事業活動の状況を適切に株式価値に反映させるためDCF法を採用して当社の株式価値算定を行ったとのことです。

ワールドホールディングスは、マクス・コーポレートアドバイザーから2026年5月28日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（マクス）」といいます。）を取得したとのことです。なお、ワールドホールディングスは、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の諸要素を総合的に考慮し、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、マクス・コーポレートアドバイザーから本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書（マクサス）において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 396～441 円

D C F 法 : 330～604 円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 28 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値 396 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 399 円、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 411 円及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 441 円、当社が 2026 年 3 月 19 日に公表した「2026 年 3 月期連結会計年度における特別損失の計上、通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」、「中期経営計画（2026-2028）の策定に関するお知らせ」及び「再発防止策に関するお知らせ」の公表後の 2026 年 3 月 23 日から算定基準日までの終値単純平均値 399 円を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 396 円から 441 円と算定しているとのことです。

D C F 法では、当社から提供を受けた事業計画（2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期）を基礎とし、直近までの業績の動向、ワールドホールディングスが当社に対して 2026 年 3 月中旬から 4 月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 330 円から 604 円と算定しているとのことです。なお、当社が 2026 年 3 月 19 日に公表した「2026 年 3 月期連結会計年度における特別損失の計上、通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」における 2026 年 3 月期の修正後の期末配当金 3 円を考慮して算定しているとのことです。また、本取引の実行により実現されることが期待されるシナジー効果については、算定時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

ワールドホールディングスは、マクサス・コーポレートアドバイザーから取得した本株式価値算定書（マクサス）の算定結果に加え、当社に対して 2026 年 3 月中旬から 4 月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価の動向、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に本公開買付け価格を 540 円とすることを決定したとのことです。なお、当社との協議・交渉の過程については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「（i）公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりとのことです。

本公開買付け価格である 540 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 396 円に対して 36.36%、2026 年 5 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 399 円に対して 35.34%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 31.39%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 441 円に対して 22.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

なお、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「（i）公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、ワールドホールディングスは、2025 年 12 月 23 日付で、本 2025 年 12 月株式譲受けにより、

投資事業有限責任組合 J A I C サプライチェーンファンドから当社株式 872,100 株を、また、投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンドから当社株式 1,727,900 株を、それぞれ 1 株当たり 585 円で取得しているとのことです。本 2025 年 12 月株式譲受けによる取得価格と本公開買付価格である 540 円とを比較して 45 円の差額が生じているとのことです。これは、本 2025 年 12 月株式譲受けによる取得価格は J A I C との交渉の結果、決定されたものである一方で、本公開買付価格は、上記のとおり、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価の動向、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえて決定されたものであるためとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称、当社及びワールドホールディングスからの独立性に関する事項並びに報酬体系

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及びワールドホールディングスから独立した第三者算定機関であるトラスティーズに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（トラスティーズ）を取得いたしました。トラスティーズは、当社及びワールドホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るトラスティーズの報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2026 年 3 月 18 日の第 2 回の会合において、トラスティーズの独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として選任することを承認しております。

(ii) 算定書等の内容

トラスティーズは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して当社株式の株式価値の算定を行いました。なお、当社は、ワールドホールディングス及び当社において、一般株主の利益に配慮して、「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載した他の本公開買付けの公正性を担保するための各種措置を実施していることから、フェアネス・オピニオンの取得は不要と判断しており、トラスティーズからフェアネス・オピニオンを取得しておりません。

本株式価値算定書（トラスティーズ）において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 396～441 円
DCF 法	: 449～587 円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である 2026 年 5 月 28 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 396 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 399 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 411 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 441 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 396 円から 441 円と算定しております。

DCF 法では、当社が足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえて算定時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した 2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの 3 期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における財務予測、直近までの業績の動向、一般に公開された情報

等の諸要素を前提として、当社が2027年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を449円から587円と算定しております。割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)を採用し、9.44%から9.94%としております。また、小規模な会社は大規模な会社と比べて事業の安定性や信用力の点でリスクが高く資本コストが上昇するため、実務上、スモールビジネス・リスク・プレミアムを考慮するのが一般的であるという観点から、当社の企業規模等を勘案した上で小規模リスク・プレミアムを割引率の算出の際に考慮しております。なお、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.75%から1.25%とし、継続価値を18,563百万円から21,178百万円と算出しております。また、余剰現預金を、非事業用資産として計上しております。

本事業計画は、本中期経営計画の策定を目的に、ワールドホールディングス及び小野氏との間で利害関係を有しない当社役職員で組成されたチームが策定しており、ワールドホールディングス及び小野氏はその作成過程に一切関与しておりません。本事業計画は、当社グループの既存の事業内容及び組織体制を前提として策定しており、本取引の実行を前提とした事業内容の変更、本取引の実行により追加的に生じるシナジー効果、大規模な事業再編又は新規の大型投資等は見込んでおりません。なお、HS事業においては、ワールドホールディングスが従前より当社の筆頭株主かつ資本業務提携先であることを前提とした連携効果を一定程度見込んでおります。また、過去の実績、足元の受注状況、主要顧客の動向、市場環境及び収益構造等を踏まえ、HS事業においては在籍計画未達や先行投資の影響、EMS事業においては主要顧客の生産・需要動向の変化、PS事業においては想定以上に進行するドキュメント市場の縮小等を織り込んでおります。その上で、収益改善施策については、算定時点で合理的に見込まれる範囲の施策効果を織り込んでおり、全体として、直近の事業環境及び外部環境の動向を踏まえた実現可能性のある計画数値を設定しており、本特別委員会は、作成の前提、内容等について当社に質疑応答を行った上で、その合理性について確認及び承認しております。上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(c) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、当社は2026年3月19日付で公表した「2026年3月期連結会計年度における特別損失の計上、通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」及び本中期経営計画において、2026年3月期から2028年3月期までの通期業績予想の下方修正を行っており、また、2025年12月19日付で公表した「当社連結子会社における損失の発生および過年度の有価証券報告書等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年4月28日付で提出した2024年3月期の有価証券報告書に係る訂正報告書並びに2025年3月期の有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正報告書において2024年3月期及び2025年3月期の業績について下方修正を行っておりますが、これは当該時点における業績状況を踏まえて法令及び東京証券取引所の適時開示に係る規程を遵守する観点から行った判断であるため、本取引とは無関係の要因に基づくものであり、また当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではありません。

トラスティーズがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。また、本事業計画には、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込む事業年度が含まれております。具体的には、EMS事業における海外拠点の営業強化、PS事業における産業機器類の売上増加並びにHS事業におけるエンジニア人材に係る派遣及び製造請負・受託拡大による売上増加等に伴い、営業利益は2028年3月期に917百万円、2029年3月期に827百万円の大幅な増加を見込んでおり、フリー・キャッシュ・フローについても営業利益と同様の理由で、2028年3月期に892百万円の大幅な増加を見込んでおります。また、2029年3月期については、上記の要因に加え、対前年比較で設備投資額が減少することから、フリー・キャッシュ・フロ

ーは1,290百万円の大幅な増加を見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたトラスティーズによる算定にも盛り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	81,789	86,742	92,276
営業利益	1,592	2,509	3,335
E B I T D A	3,119	4,071	4,953
フリー・キャッシュ・フロー	12	904	2,194

(注1) トラスティーズは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。トラスティーズの算定は、2026年5月28日までの上記情報を反映したものであります。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及びワールドホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程について必要な法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所の報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2026年3月18日の第2回の会合において、長島・大野・常松法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2026年3月4日、本公開買付けに対する意見表明を行うにあたり、その恣意性を排除し、意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公正M&A指針において特別委員会の委員として最も適任であるとされている社外取締役のうち、2023年3月24日から2025年3月28日までワールドホールディングスの社外取締役の地位を有していた者であり、ワールドホールディングスの推薦を受けて当社の取締役として選任されている大野氏を除く、上條勉氏（独立社外取締役（2025年11月27日就任））、渡邊雅之氏（監査等委員である独立社外取締役（2025年6月27日就任）、弁護士）、横山友之氏（監査等委員である独立社外取締役（2025年6月27日就任）、公認会計士）及び森井じゅん氏（監査等委員である独立社外取締役（2025年6月27日就任）、公認会計士・税理士）の4名を、当社グループ及びワールドホールディングスグループから独立しており、かつ、本取引の成否に関して独立性を有すること及び特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスが確保されつつ、適正な規模であることを確認した上で、これらの4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました（なお、

当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこれらの4名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。）。

また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として渡邊雅之氏が選定されております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

そして、当社は、本特別委員会に対し（i）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するものか否かを含む。）、（ii）本取引を前提とした本公開買付けにおける公開買付価格その他の条件の公正性、（iii）本取引に至る交渉過程等の手続の公正性、（iv）（i）～（iii）を踏まえ、本公開買付けを含む本取引が当社一般株主にとって公正なものであるか否か、（v）（i）～（iv）を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同表明をすること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問しました。

なお、当社取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重しなければならないこと、本特別委員会には、本諮問事項について独立した立場から審議・検討し答申を行う権限に加え、本取引に関するワールドホールディングスとの条件交渉に関与し又はこれを主導する権限、当社役職員から説明又は資料提供を受ける権限、当社の外部専門家又は必要に応じて独自に専任した外部専門家から助言を受ける権限、第三者算定機関から株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得する権限、デュー・ディリジェンス対応方針を決定する権限を付与することを併せて決議しております。

本特別委員会は、2026年3月10日から2026年5月28日までの間に合計22回にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有及び審議を行いました。具体的な審議状況としては、本特別委員会は、①当社に対して、当社の事業環境及び経営課題、本取引により期待されるメリット・シナジー、本取引により想定されるデメリット・ディスシナジー等についてインタビュー形式により質疑応答を実施し、②ワールドホールディングスに対して、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しております。

また、本特別委員会は、ワールドホールディングス及び当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、当社、当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けを含む本取引の背景、内容、意義・目的、各アドバイザーの独立性、利害関係者からの不当な干渉の有無、当社の状況や当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、開示の適正性その他本取引に関連する事項について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社役職員から当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で事業計画の合理性について確認を行いました。

本特別委員会は、ワールドホールディングスからより高い価格を引き出すために、相互に独立した第三者間のM&Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む交渉方針について審議・検討するとともに、2026年4月10日にワールドホールディングスより公開買付価格を1株当たり430円とする、第1回提案を受領して以降、本特別委員会がワールドホールディングスから公開買付価格に関する提案を受領する都度、長島・大野・常松法律事務所から受けた法務的見地からの助言も踏まえてワールドホールディングスに対する交渉方針を審議・検討し、公開買付価格に関するワールドホールディングスとの間の交渉過程に実質的に関与いたしました。その結果、ワールドホールディングスから、2026年5月18日に公開買付価格を1株当たり540円という最終的な提案を受けるに至りました。

本特別委員会は、このような経緯の下、本諮問事項について審議の上、2026年5月28日、当社取締役会に対し、本答申書を提出しております。本諮問事項に対する本特別委員会の意見の内容及びその理由については、本意見表明プレスリリースの別添の本答申書の内容をご参照ください。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、ワールドホールディングス及び本応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2026年2月25日に本提案書を受領した後、本取引に関する検討並びにワールドホールディングスとの協議及び交渉を行う事務局を設置し、そのメンバーは、ワールドホールディングスの役職員を兼務しておらず、かつ過去にワールドホールディングスの役職員としての地位を有していたことのない当社の執行役員コーポレート本部長である山田瞬氏その他職員1名のみから構成されるものとし、本日までかかる取扱いを継続しております。また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を受けております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認

当社は、本株式価値算定書（トラスティーズ）、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引について、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「（ii）当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引の実施は当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は一般株主にとって公正であるものの、同種案件において一般に期待されるプレミアム水準を踏まえると本公開買付価格は当社一般株主に対して本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準に達しているとまでは認められないと判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

上記の取締役会には当社の取締役9名のうち、大野氏を除く取締役8名（うち4名は社外取締役）の全員一致により決議されております。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役のうち、2023年3月24日から2025年3月28日までワールドホールディングスの社外取締役の地位を有していた者であり、ワールドホールディングスの推薦を受けて当社の取締役として選任されている大野氏については、本公開買付けに関する審議に一切参加しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に係るワールドホールディングスとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

当社及びワールドホールディングスは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、ワールドホールディングスは、公開買付期間について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の30営業日としております。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断

の機会を確保しつつ、ワールドホールディングス以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

ワールドホールディングスは、本株式売渡対価の全てを、ワールドホールディングスが保有する現預金により支払うことを予定しております。ワールドホールディングスは、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2026年5月28日現在の同社の預金に係る同月29日付残高証明書を提出しておりますが、本株式売渡請求の通知日現在においても、本株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。なお、ワールドホールディングスにおいて、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

上記を踏まえ、ワールドホールディングスによる本株式売渡対価の交付の見込みはあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（但し、本株式売渡対価の交付についてワールドホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本株式売渡対価を交付するものとしているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以 上